

審 第 3 9 9 号  
答 申 第 3 3 1 号  
令和 6 年 4 月 2 4 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 4 年 1 月 1 1 日付け〇〇児第〇〇号による下記の諮問について、別紙のと  
おり答申します。

記

諮問第 3 0 0 号

令和 3 年 1 0 月 1 5 日付けで審査請求人から提起された、令和 3 年 9 月 3 0 日  
付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決に  
ついて

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和3年9月30日付け〇〇児第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年9月6日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの、私が〇〇年間よういくしていた子供（里子）の再いたくの要望に対して出来ないと決定した理由が分かる物すべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和3年9月17日付け〇〇児第〇〇号で開示決定等の期限を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、「請求内容に対応する文書が存在しない」ことを理由に、本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和3年10月15日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和4年1月11日付け〇〇児第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

開示しない理由が「請求内容に対応する文書が存在しないため」とあるが、〇〇児相担当から、口頭で「回答できません」との回答があったにもかかわらず、文書が存在しないのはおかしいのではないか。当該児童の再委託について口頭でしか話し合われず、書面に残す程の物ではないと判断されたとしか思えない。

(2) 本件審査請求の理由

文書の特定探索を求める。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

##### (2) 本件決定の理由について

異議申立人が本件開示請求において求めた文書は「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日までの私が〇〇年間養育していた子ども（里子）の再委託の要望に対して出来ないと決定した理由がわかるものすべて」であるが、これに対応する文書は存在しない。

##### (3) 審査請求人の主張について

###### ア 里親委託制度

里親委託は、児童福祉法第26条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあった児童について、都道府県がとるべき措置の一つであり（児童福祉法第27条第1項第3号）、里親からの「要望」に対応して決定されるものではない。

そのため、元里親からの「再委託の要望に対して」、（できないと）「決定」することは制度上あり得ない。

したがって、請求に対応する文書は存在し得ない。

###### イ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「〇〇児相担当から、口頭で『回答できません』とお応えいただいたにも関わらず、文書が存在しないのはおかしいのではないか？」という旨の主張をするが、かかる回答と文書の不存在とは何ら矛盾しない。

また、審査請求人は「当かく児童の再委託について、口頭でしか話し合われず書面に残す程の物ではないとはんだんたれたとしかおもえません」（原文ママ）と主張する。

しかし、上記アのとおり、個別の児童の委託は里親の要望に応じてなされるものではない。審査請求人が指摘する「〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで」の間、〇〇児相相談所職員は審査請求人に対し「個別の児童の委託についての話はできない」旨繰り返し伝えていたところである。

#### 5 審議会の判断

##### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(2)のとおり、文書の特定、探索を求めており、これは、本件開示請求に係り実施機関が保有する個人情報が存在するとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、前記4(3)アのとおり、里親委託は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。)第26条第1項第1号の規定による報告又は少年法(昭和23年法律第168号)第18条第2項の規定による送致のあった児童について、都道府県がとるべき措置の一つであり(児童福祉法第27条第1項第3号)、里親からの要望に対応して決定されるものではないと主張する。

実施機関に確認したところ、千葉県では、児童福祉法第6条の4に定める里親の家庭養育の運営基準として「千葉県里親等家庭養育運営要綱」を定めており、同要綱第11では、里親への委託について、「児童相談所長は、児童を里親に委託する場合、当該児童に最も適合する里親に委託するよう努めるものとする」とされている。ある児童において、里親に委託をするかどうか、また、どの里親に委託するかは、この要綱に基づき児童相談所長が決定しており、里親希望者が特定の児童について行う要望に対してその可否を決定するものではないとのことである。

したがって、本件の審査請求人からの再委託の要望に対して、決定をしていないという実施機関の説明について、審議会としては特段に不自然、不合理な点は認められない。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

ウ 以上のことを踏まえると、審議会としては、実施機関が、本件開示請求の対象となる個人情報を保有していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年1月12日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年2月20日	審議（令和5年度第10回第1部会）
令和6年3月22日	審議（令和5年度第11回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会